

様式 2

附属機関等の名称 会議概要

- 1 審議会名 第5回安曇野市地域包括ケア推進会議
- 2 日 時 平成30年3月20日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 会 場 市役所本庁舎3階 全員協議会室
- 4 出席者 高橋千治委員、飯島康博委員、横林和彦委員、中島美智子委員、山崎真弓委員、山本泰士委員、山田さく美委員、金井洋子委員、塩原秀治委員、藤松兼次委員、重野義博委員、山田高久委員、鳥羽昌弘委員、池田陽子委員、伊東勉委員、宮澤健委員、屋鋪浩三委員、山下邦二委員、山田稔委員(欠席委員:松嶋隆徳委員、内山隆浩委員、小松純子委員)
- 5 市側出席者 堀内保健医療部長、古畑介護保険課長、野本長寿社会課長、藤原課長補佐、西澤係長、奈良澤係長、平田係長、岩原主査、酒井保健師、宮入主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 平成30年3月30日

協 議 事 項 等

会議の概要

- 1 開会
- 2 あいさつ(堀内部長)
あいさつ(高橋会長)
- 3 協議事項
(1)「安曇野市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」について
(2)「認知症初期集中支援チーム」の活動について
(3)高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守り活動に関する連携協定」の実施状況
- 4 その他
- 5 閉会(松嶋副会長)

審議概要

4 協議事項

(1)「安曇野市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」について(事務局より説明)

会 長：この介護保険料というのはこの3年間変えないという方針なのか。

事務局：はい。3年間この金額である。

会 長：安曇野市の地域包括ケアシステムの構成図だが、ぱっと見ると簡素過ぎる。施策が分かりやすくしていいなという感じはするが、医療と介護の連携が叫ばれている中、もう少しその辺をしっかりと大きく書いて欲しかったということと、地域包括ケアシステムの一番の根本は、本人の決意と家族の理解ということになっていると思うが、その辺を入れた方がいいと思う。

事務局：検討して反映できるところはぜひ反映していきたい。概要版はこれからの作成になるので、少し検討させていただきたい。

委 員：訪問介護としては今後人材不足が大きな課題である。高齢者が増えていき、国の方針としては、裾野を広げて専門職でなくてもできるだけ多くの方が関与して必要なサービスを必要としている方に届くようにということだと思う。その中で総合事業が始まり、緩和した基準のサービスAの必要性がこれから出てくると思うが、それに対して、訪問介護事業所の対応は、困難になると思う。現状の訪問介護でも対応困難な中、現実、総合事業に指定申請をしないという事業者もいると思う。採算も合わないということで、質と量との関係を鑑みながらやってくっていくのは非常に大変だと思う。介護が必要な初期の人で生活援助が必要な人にしては、身体的にあるいは精神的に不安定に陥ったりしていく可能性が見落とされないような形を作っていくほしい。

現在、サービスAについて、市の研修を受けた人が、少しずつ資格を取られてはいるかもしれないが、その資格を取った人たちはどちらかというと、自分の余力を少しでも介護が必要な人に手を伸ばしてやっていきたいということで、収入は求めないかもしれない。一方で、訪問介護員として働きたいという人たちには、その人の働きたい意思をできるだけ

汲み取って働けるようにするような仕組み、システムも希望する。そういう人たを多く教育し、事業所で見ていければよいが事業所には、ゆとりがない。市の方ではどんなような意図を持って人材確保を進めていくのを知りたい。

事務局：増え続ける対象者の方に対して、限られた人材の中でどう乗り越えていくかというところがまさに地域包括ケアシステムの構築の部分でもあり、計画の中で目指す部分でもある。総合事業に関しては、ようやく経過の1年が経とうとしており、まだまだ歩き出したばかりで様々な課題もあるかと思うが、サービスAについては利用者の方も徐々に増えてきており、緩和した基準のサービスの対応で介護予防につなげる必要がある人については、ぜひサービスAを使っただけということでも進めていきたい。

従事をされる方については、市独自の従事者研修等も行っている。裾野を広げるということがまさにその通りだと思うが、人材確保の面でも、地域全体として高齢者の方の中にも力のある人がたくさんおり、その人たちが自分の力を使って、支援を受ける側ではなくて支援する側になり、それで生きがいを持って生き生きと過ごしていけるようなそういった社会を目指していきたい。自分自身で介護予防に取り組む姿勢が地域全体に広がっていくような啓発活動等もまた進めていきたい。

従事者の研修は、今年は24人ぐらいに参加いただいていた。シルバー人材センターからも参加いただき、NPO法人等のご協力等もいただきながら、徐々に軌道に乗ってきた状況である。これからも機会を通じて、高齢者の皆様にお声掛けをしながら、更に広げていくということでも進めていこうと考えている。

委員：今の人材の問題が非常に深刻であり、ぜひ支援の方もまたお願いしたい。

介護保険料の金額の算出について、この4月からは介護報酬の改定があって、事業者としても加算とかもあるが、なかなか収入の面で見えない部分がある。安曇野市の中でも介護事業所が撤退するようなどころも見受けられ、大変厳しい状況だなと思うが、第7期の保険料を算出するに当たっては、第6期の保険料で予想していた保険料収入とその差額が出ているかと思う。例えば積立金とか基金等を踏まえて抑えているのではないかと推測するが、どのように算出しているのか。地域の皆さんは大変な経済状況で保険料を少しでも安くして欲しいというのが強い思いだと思うのでお聞かせいただきたい。

事務局：3年間の介護保険料の算出に当たっては、まず、高齢者の状況、特に後期高齢者の状況と、それに伴って認定者が増えるであろうという状況。それから第6期の計画の中で整備を進めていた事業所が完成して、そこを利用する方がふえるであろうということも想定している。また、国の0.54%の介護報酬のプラス改定があったということと、消費税対策の中で国が進めている処遇改善の影響も考えている。そして、消費税がアップするということを加味する中で、3年間で介護保険費用総額279億円にもとづいて介護保険料の計算をしていくが、第6期の金額からあまり大きく伸びてはいけないうらうと考え、基金を2億8900万円取り崩し、その上昇を抑えるという形で最終的には5,700円とした。

会長：介護保険計画は主に認知症対策と自立支援の方に重点がいつていると思うが、厚労省の基本方針の変革というのを視野に入れる必要がある。これから福祉関係でも「地域包括ケア」ということが考えられているようだが、いくつも地域包括ケア会議があるわけではないと思うので、この会議で連携して行っているようなことがあれば、加えていった方がよいかと思う。

(2)「認知症初期集中支援チーム」の活動について(事務局より説明)

事務局：本日の会議で、警察署の人に確認したい点がある。例えば牛乳の瓶が溜まっていた、新聞が溜まっていた、あるいは郵便が溜まっていたということで、これは普通じゃないなというような状況があった場合、そこに気がついて警察に連絡した際に、到着を待っているとそこで30分とか時間が経過する。その時の対応として、その方が良いのか、裏の扉が開いている等の入れるような状況ではそこから入った方がいいのかということが、チーム検討委員会の中で話題になった。どういった方法が一番望ましいのか助言をいただければありがたい。

委員：通常、安否確認ということで警察が呼ばれることがある。警察の方で気にしているのは、無事でいらっしゃる時と、亡くなっていらっしゃる時とあり、亡くなっていらっしゃる場合に犯罪を起因して亡くなっているのかどうかというところを警察は気にしており、その際は検死などを行う。その時に犯罪かどうかの判断をするので、できれば警察と一緒に入っていただければ、その辺がスムーズになるので、待てる場所では待っていただきたいと思う。中からうめき声がする等の状態であれば、緊急避難ということで、窓ガラスを割るなり鍵を開けて入っていただいて構わないと思う。そうでない場合には、待っていただ

いて一緒に入る方が警察の立場としてはありがたい。

委員：その場合は、住居侵入罪とはならないのか。

委員：緊急避難の場合は問われない。緊急な状況があれば、何かしらのうめき声が聞こえる、苦しんでいるときであれば入っていただいても、法的には問題はない。また、倒れているのが見えた、縁側に行ったら横たわっているのが見えているというような状態ですぐ助けなければということであれば構わない。そうでなければ一緒に入っていただくのが一番いいと思う。

委員：認知症初期支援チームの活動を開始しましたということで概ね6ヶ月を目安に、医療福祉介護の専門職が自宅を訪問し、支援するということが、その後6ヶ月終了後はどのように支援をしていただけるのか。特に本人が1人の場合は問題もあるかと思うが、気になったので教えてもらいたい。

事務局：概ね6ヶ月終了したらその場で終了するのではなく、その後また2ヶ月あるいは3ヶ月たった時点で支援が順調に行われているかのモニタリングを行う。それが順調ということであれば、ケアマネジャーさんや地域包括支援センターへ繋ぐようになる。

(3) 高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守り活動に関する連携協定」の実施状況（事務局より説明）

委員：見守り活動されている人たちと市役所等の連絡手段はどのような形になっているのか。ここに参加されている人との、例えば個人個人に直接電子メールなり連絡の取れる体制が構築されているのかお聞きしたい。1人1人の安否確認だけではなく、高齢者に行方不明事案をよく警察としては対応しており、昼間であれば、防災無線など活用させていただくが、それができない時間帯については、警察のパトカー、警察官のパトロールということで行っているが、もしそういう協定の活動を行っている人、一人一人にそういう媒体というかそういう連絡手段があるのであれば、そういう場合に使わせていただければ非常にありがたいと思う。

事務局：見守り活動の中では、行方不明になった人を締結団体の皆様にメール配信など、情報提供をして探すという活動の内容までには至っていない。連携協定に調印をいただいている団体の皆様には普段の活動や仕事のその延長線上で何か気になったことがあれば、その情報をお寄せいただくというのが主な活動内容となっている。例えば、市の職員も登録しているが、警察からの行方不明、不審者情報も含めて、あんしんメールというか、そういった形で情報をいただいて、市の職員もメールを受け取るようにはなっている。情報提供ということであれば、ご協力をいただける意思のある人についてはそういったメール配信に登録をしていただき協力をしていっていただきたいと考えている。

5 その他

在宅医療介護連携を進めていくため、お薬手帳に貼るシールについて、事務局より説明

委員：シールは、薬局医療機関等に配布されて置いてあるので、ぜひ使っていただきたい。一番下の同意のところにチェックしていただければ、もし、その人が突然何か事故に遭われた状況の時にスムーズに情報提供ができるのではないかと考え、作らせていただいた。

委員：薬局へ来てくれる方でもお薬手帳自体もお持ちでない方がいらっしゃる。とにかくお薬手帳の啓発も進めていかなきゃいけない。これとあわせて啓発させていきたいと思う。